

11月は 児童虐待防止 推進月間です

保護者は「しつけ」のつもりでも

保護者の認識とは関わりなく、「子どもにとつて有害であるか」「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断し、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。

虐待の種類

身体的、性的虐待の他にも、次のような虐待があります。

■**保護の怠慢・拒否による虐待**
食事を与えない、長時間放置する、同居人による虐待を保護者が放置するなど

■**心理的虐待**
子どもの心を傷つける言動、子どもの目の前で、夫・妻・パートナーがその相手に暴力を振るうなど

なぜ虐待してしまうのか

虐待をする保護者だけを責めてしまいがちですが、保護者自身も生活苦や子育て、家庭の問題等で悩んでいたりと、さまざまな原因から虐待に至ってしまうことが多いのです。

虐待を防ぐために

虐待者が保護者であるため、子どもは自ら救いを求めることがなかなかできません。また、保護者を責めるだけでは解決にはなりません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。「もしかして、虐待？」と思つたときには左記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

熊谷児童相談所

☎048-521-4152
社会福祉課 ☎25-5204

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116



第14回写真コンクール

作品募集

散策サイン「開運案内板「どこいくべえ」」を主体に、街角・人物・風景等を撮影した作品と秩父市の中心市街地で街角・人物・風景等を撮影した作品を募集しています。

応募部門

【散策サイン「開運案内板「どこいくべえ」」部門

【大好きな街かど】部門

応募期間 12月8日(金)まで

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、秩父市内または横瀬町内で買物をしたレシート(500

円以上)を貼付して、郵送か直接窓口にて応募。

応募サイズ 2Lサイズ

応募用紙配布 秩父商工会議所または商工課(歴史文化伝承館3階)。秩父商工会議所☎からもダウンロード可

☎・開 秩父商工会議所〒368-0046 秩父市宮側町1-7 ☎22-4411



散策サイン「どこいくべえ」部門 開運案内板 埼玉県知事賞

がんばる商店街!

2%のプレミアム付き!

日本初コイン型 秩父市共通商品券

「和同開珎」ご利用ください

2%のプレミアムがついて

通常販売しております!

発売所 ●市内29店舗

加盟店 ●加盟店シール掲

示の市内商店街や大型店

でご利用できます。

(約470店舗)

「みやのかわ商店街より」
あなたの困ったをお手伝い!

ボランティアバンク

「おたすけ隊」

■通院、銀行へ行くなどの支援

■買い物、所用などへの同行

■その他車を使つたお手伝い

◇お庭のお手入れ ◇話し相手

◇網戸・障子張り ◇見守り

◇散歩・外出等の支援

◇その他何でもご相談ください

●おたすけ隊員も随時募集中!

料 金 1時間800円(チケット)

※チケットは、事務局・市役所高

齢者介護課、吉田・大滝・荒川

総合支所市民福祉課で取り扱い

☎みやのかわ商店街振興組合福祉

事業部事務局 柴田(午前10時

午後6時) ☎24-8856